ETCシステム利用規程実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、ETCシステム利用規程(以下「規程」といいます。)第12条に基づき、ETCシステムの利用に関して必要な事項を定めるものです。

(利用方法)

第2条 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路 株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路に おいて、ETCシステムを利用しようとする場合は、運転を中断している間を除き、有料道路への進 入から有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入し、ETCシステムを利用 可能な状態に保ってください。

(通行方法)

- 第3条 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、利用証明書を必要とする場合は、通行料金の請求又は通行料金の確定に必要な確認を受ける料金所で一般車線(ETC車線、一旦停止を要するETC車線及びサポート車線(「サポート」の表示のある車線をいいます。この車線は、道路整備特別措置法施行規則第13条第2項第六号本文に規定する閉鎖施設に該当します。以下同じです。)以外の車線(この車線は、道路整備特別措置法施行規則第13条第2項第一号本文に規定する一般専用有人施設、同項第二号本文に規定する一般専用機械式施設のいずれかに該当します。)をいいます。以下同じです。)又は一般混在車線(「ETC/一般」の表示のある車線をいいます。以下同じです。)を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡すとともに利用証明書を請求する又は料金精算機(道路整備特別措置法施行規則第13条第2項第二号に規定する料金収受機等をいいます。以下同じです。)に挿入するとともに利用証明書を発行するための操作を案内に従って行うか、料金精算機を設置したサポート車線又はサポート混在車線(「ETC/サポート」の表示のある車線をいいます。以下同じです。)を通行し、いったん停車してETCカードを料金精算機に挿入するとともに利用証明書を発行するための操作を案内に従って行う又は開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。なお、スマートICの車線又は料金精算機を設置していないサポート車線若しくはサポート混在車線では利用証明書は発行しません。
- 2 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、ETCシステムにより障害者割引措置を受けようとする場合は、ETCシステム取扱道路管理者が別に定める手続(以下本項において「手続」といいます。)を行ってください。ただし、以下の各号に該当する場合は、各号に定める事項を遵守してください。
 - 一 障害者割引措置を受けるために登録した車両(以下、「登録車両」といいます。)を利用する場合において、手続を行っていない場合、ETC車線の利用ができない場合等、係員の処理により障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は一般混在車線を通行し、いったん停車して係員に身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、ETCカードを手渡す又は料金精算機に挿入してください。ただし、通行料金の請求又は通行料金の確定に必要な確認を受ける料金所でスマートICの車線、サポート車線又はサポート混在車線を通行する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
 - 二 登録車両と異なる車両を利用して障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を 受ける料金所で一般車線又は一般混在車線を通行し、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で

停車して係員に申し出の上、身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、ETCカードを手渡す又は料金精算機に挿入してください。ただし、通行料金の請求又は通行料金の確定に必要な確認を受ける料金所でサポート車線又はサポート混在車線を通行する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。なお、スマートICの車線は利用できません。

- 3 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速 道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所(利用する道路又は道路の区間の 始点にあり通行券を発券する料金所をいいます。以下同じです。)で車載器にETCカードを挿入し てETC車線を通行した場合に出口料金所(利用する道路又は道路の区間の終点までにあり通行料金 の請求又は通行料金の確定に必要な確認を受ける料金所をいいます。以下同じです。)及び検札料金 所(通行券の検札を行う料金所をいいます。以下同じです。)でETC車線の利用ができないときは、 いったん停車してETCカードを係員に手渡す若しくは料金精算機に挿入又は開閉棒の開閉にかか わらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出してください。ただし、出口料金所がスマートICの 場合は、案内板、係員の指示その他の案内に従ってください。
- 4 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速 道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で通行券を受け取った場合は、出 口料金所及び検札料金所で一般車線又は一般混在車線を通行し、いったん停車してETCカードと通 行券を係員に手渡す又は料金精算機に挿入するか、サポート車線又はサポート混在車線を通行し、い ったん停車してETCカードと通行券を料金精算機に挿入又は開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の 手前で停車して係員に申し出てください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、当該料金所 は利用できません。
- 5 首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、神戸市道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社が管理する有料道路の一般混在車線並びに阪神高速道路株式会社が管理する有料道路のサポート混在車線では開閉棒を開放したままの場合があります。この場合には、路側表示器の表示内容に従い、ブース横で安全に停車できる速度と車間距離を保持して進入してください。
- 6 高速自動車国道並びに首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び名古屋高速道路公社が管理する有料道路において、通行止めにより途中流出した自動車が、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び名古屋高速道路公社が実施する料金調整を受けようとするときは、再流入後の通行については、通行止めによる途中流出前に用いた車載器及びETCカードと同一のものを使用してください。

(徐行の方法)

第4条 規程第8条第1項第二号及び第六号並びに第2項第一号及び第三号に規定する徐行の際は、ETC車線内で前車が停車した場合、開閉棒が開かない若しくは閉じる場合その他通行するにあたり安全が確保できない事象が生じた場合であっても、前車又は開閉棒その他の設備に衝突しないよう安全に停止することができるような速度で通行してください。

(その他の事項)

第5条 次表の左欄に掲げるETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、同表中欄に 掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

ETCシステム取扱道路管理者	場合	取扱い方法
の名称	勿口	収収パカ伝
東日本高速道路株式会社	車載器に路線バスとしてセ	車載器にETCカードを挿入
首都高速道路株式会社	ットアップした自動車を路	することなく、一般車線又は一
中日本高速道路株式会社	線バス以外の用途で使用す	般混在車線を通行し、通行券を
西日本高速道路株式会社	る場合又は車載器に路線バ	発券する料金所では通行券を
阪神高速道路株式会社	ス以外の自動車としてセッ	受け取り、通行料金の請求を受
本州四国連絡高速道路株式会社	トアップした自動車を路線	ける料金所では、いったん停車
兵庫県道路公社	バスの用途で使用する場合	して係員にETCカードを手
宮城県道路公社		渡す又は開閉棒の開閉にかか
大阪府道路公社		わらず、開閉棒の手前で停車し
神戸市道路公社		て係員に申し出てください。ま
愛知県道路公社		た、サポート車線又はサポート
栃木県道路公社		混在車線を通行する場合は、通
広島高速道路公社		行券を発券する料金所では通
福岡県道路公社		行券を受け取り、通行料金の請
長崎県道路公社		求又は通行料金の確定に必要
鹿児島県道路公社		な確認を受ける料金所で は、
滋賀県道路公社		開閉棒の開閉にかかわらず、開
名古屋高速道路公社		閉棒の手前で停車して係員に
青森県道路公社		申し出てください。ただし、ス
		マートICから流入しスマー
		トIC以外の出口料金所及び
		検札料金所を利用する場合は、
		一般車線又は一般混在車線を
		通行し、いったん停車して係員
		にETCカードを手渡す又は
		開閉棒の開閉にかかわらず、開
		閉棒の手前で停車して係員に
		申し出て、スマートICの出口
		料金所を利用する場合は、開閉
		棒の開閉にかかわらず、開閉棒
		の手前で停車して係員に申し
		出てください。
東日本高速道路株式会社	車軸数が4の自動車で車両	セットアップを行う際に申し
首都高速道路株式会社	制限令(昭和36年政令第265	出されていない場合は、通行料
中日本高速道路株式会社	号) 第3条第1項に定める限	金の請求を受ける料金所で一
西日本高速道路株式会社	度以下のものが道路法 (昭和	般車線又は一般混在車線を通

阪神高速道路株式会社

27 年法律第 180 号) 第 47 条 行し、いったん停車して係員に

本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社

名古屋高速道路公社

青森県道路公社

の2第1項に定める許可を 受けて通行する場合

ETCカードを手渡す又は開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。ただし、通行料金の請求又は通行料金の確定に必要な確認を受ける料金所でスマートICの車線、サポート車線又はサポート混在車線を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社 滋賀県道路公社 名古屋高速道路公社 青森県道路公社

車軸数が2以上の自動車で あって隣接するいずれかの 車軸間距離が1.0メートル 未満のものが通行する場合 セットアップを行う際に申し 出されていない場合及び該当 する自動車が被けん引自動車 の場合は、通行料金の請求を受 ける料金所で一般車線又は一 般混在車線を通行し、いったん 停車して係員にETCカード を手渡す又は開閉棒の開閉に かかわらず、開閉棒の手前で停 車して係員に申し出てくださ い。ただし、通行料金の請求又 は通行料金の確定に必要な確 認を受ける料金所でスマート ICの車線、サポート車線又は サポート混在車線を利用する 場合は、開閉棒の開閉にかかわ らず、開閉棒の手前で停車して 係員に申し出てください。

東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が事故及び故障等により通行できなくなり、出口料金所及び検札料金所をけん引された状態で流出する場合

出口料金所及び検札料金所で 一般車線又は一般混在車線を 通行し、いったん停車して係員 にETCカードを手渡す又は 開閉棒の開閉にかかわらず、開 閉棒の手前で停車して係員に 申し出てください。ただし、出

広島高速道路公社 福岡県道路公社 青森県道路公社		口料金所でスマート I Cの車線、サポート車線又はサポート混在車線を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
首都高速道路株式会社阪神高速道路株式会社	乗継制度(有料道路を利用する自動車が、指定した出口から有料道路外へいったん出たのち、再度指定した入口から進入し、引き続き当該有料道路を利用する場合にこれを1回の通行とみなす制度をいいます。)の適用を受けようとする場合	有料道路への進入から乗継出口、乗継入口、有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社	乗継制度の適用を受けよう とする場合	入口料金所から乗継出口を経由して乗継料金所まで同一の 車載器に同一のETCカード を挿入して通行してください。
福岡北九州高速道路公社	車軸数が2のセミ・トレーラ ー用トラクタで被けん引自 動車を連結していないもの が通行する場合	通行料金の請求を受ける料金 所で一般車線又は一般混在車 線を通行し、いったん停車して 係員にETCカードを手渡し てください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社 広島高速道路公社 宮城県道路公社	特定の区間・経路を通行した 場合に対象となる通行料金 や割引制度の適用を受けよ うとする場合	当該特定の区間・経路の利用開始から利用終了まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
栃木県道路公社 名古屋高速道路公社 広島高速道路公社 福岡北九州高速道路公社 福岡県道路公社 鹿児島県道路公社	障害者割引に登録したET Cカード及び自動車で被け ん引自動車を連結して通行 する場合	通行料金の請求を受ける料金 所で一般車線又は一般混在車 線を通行し、いったん停車して 係員にETCカードを手渡し てください。

	1	Γ
滋賀県道路公社		
青森県道路公社		
東日本高速道路株式会社	入口料金所でETCシステ	出口料金所及び検札料金所で
中日本高速道路株式会社	ムを利用して通行した自動	一般車線又は一般混在車線を
西日本高速道路株式会社	車が、インターチェンジ等の	通行し、いったん停車して係員
本州四国連絡高速道路株式会社	間で、被けん引自動車との連	にETCカードを手渡す又は
兵庫県道路公社	結等により料金車種区分が	開閉棒の開閉にかかわらず、関
宮城県道路公社	変更された状態で出口料金	閉棒の手前で停車して係員に
愛知県道路公社	所及び検札料金所を通行す	申し出てください。ただし、出
広島高速道路公社	る場合	口料金所でスマートICの車
福岡県道路公社		線、サポート車線又はサポート
		混在車線を利用する場合は、閉
		閉棒の開閉にかかわらず、開閉
		棒の手前で停車して係員に申
		し出てください。
東日本高速道路株式会社	けん引自動車がスマートI	スマートICから流入し、スマ
中日本高速道路株式会社	Cを通行する場合	 一トIC以外の出口料金所及
西日本高速道路株式会社		│ │び検札料金所を利用する場合
本州四国連絡高速道路株式会社		 は、一般車線又は一般混在車線
		 を通行し、いったん停車して停
		 員にETCカードを手渡する
		 は開閉棒の開閉にかかわらず
		│ │開閉棒の手前で停車して係♪
		 に申し出てください。スマー
		 I Cから流入し、スマート I (
		の車線、サポート車線又はサオ
		ート混在車線の出口料金所を
		利用する場合は、開閉棒の開閉
		│ │にかかわらず、開閉棒の手前で
		 停車して係員に申し出てくた
		さい。
* n		
果 本	右欄対象料金所の一旦停止	対象料金所
東日本高速道路株式会社中日本高速道路株式会社	右欄対象料金所の一旦停止 を要するETC車線を通行	対象料金所 (東日本高速道路株式会社)
中日本高速道路株式会社	を要するETC車線を通行	(東日本高速道路株式会社)
	を要するETC車線を通行	(東日本高速道路株式会社) 道央自動車道 森料金所
	を要するETC車線を通行	(東日本高速道路株式会社)

阪神高速道路株式会社	右欄対象料金所の一旦停止 を要するETC車線を通行 する場合	通行に際しては、ETCシステム利用規程及び同実施細則の規定に従い通行してください。 対象料金所 北神戸線 しあわせの村料金 所 当該料金所の車線には「一般」と表示しております。いったん 停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社中日本高速道路株式会社西日本高速道路株式会社西日本高速道路株式会社医神高速道路株式会社医神高速道路株式会社医城県道路公社居通路公社名古屋高速道路公社名为果道路公社大阪府道路公社大阪府道路公社大阪府道路公社大阪市道路公社大阪市道路公社在島高速道路公社在島高速道路公社長崎県道路公社	側車付二輪自動車であって被けん引自動車を連結して通行する場合	通行料金の請求を受ける料金 所で一般車線又は一般混在車 線を通行し、いったん停車して 係員にETCカードを手渡す 又は開閉棒の開閉にかかわら ず、開閉棒の手前で停車して し、通行料金の請求又は通行料 金の確定に必要な確認を受け る料金所でスマートICの車 線、サポート車線又はサポート 混在車線を利用する場合は、開 閉棒の再間にかかわらず、開閉棒の再間で停車して係員に申 し出てください。

附則

- 1 この実施細則は、令和5年12月19日から適用します。ただし、現にETCシステムを利用して 料金徴収を行っていない道路又はETCシステム取扱道路管理者においては、ETCシステムを利用 して料金徴収を開始する日から適用します。
- 2 令和5年4月1日付けETCシステム利用規程実施細則(以下「旧実施細則」といいます。)は、本 実施細則の適用をもって廃止します。

なお、本実施細則の適用前に旧実施細則の規定に基づき行われた手続で、本実施細則の適用の際現 に効力を有するものは、本実施細則の規定により行われたものとします。